

第 24 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 27 年 8 月 6 日（木） 9：20～16:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、宍戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官、野村謙一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 21：水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止（環境省）>

（高橋部会長）本件は義務付け・枠付けの見直しの中で議論してきた案件である。第 3 次勧告において、削減目標量についてはメルクマールに該当するが、達成の方途とその他必要な事項については、メルクマール非該当であると整理されていた。

1 次見直しではいずれの項目についても同意付き協議が残ったが、メルクマール該当性という点では、この問題は引き続き残っている。今回、地方から提案もあったので、再度見直しいただきたい。

（環境省）勧告にはそのようにあったが、政務レベルで協議をして、計画の達成の方途やその他必要な事項についても、国の施策との整合性という観点から、国としてもその内容や他の法令を確認する必要があるため、少なくとも協議は必要という考え方で整理された。指摘については検討させていただく。

（高橋部会長）提案団体から示された「第 7 次水質総量削減に係る予定スケジュール」においては、基本的に総量削減基本方針策定の段階で、都道府県知事の意見聴取や関係省庁の協議、公害対策会議の議を経るという形で実際上の手続が行われており、その段階で実質上、積み上げがされている。

大元の削減目標量が決まったものについて、水域ごとに割当てられ、それが都道府県に割当てられる。そういう意味では、達成の方途やその他必要な事項について、計画策定の段階では同意付き協議は不要ではないか。（環境省）基本方針では基本的なところを記載しており、実際の計画ではより具体的なものについて記載している。

例えば、達成の方途では下水道や浄化槽の具体的な処理人口がこの程度であって、どのような計画に基づき進めていくのかを記載している。それらが、国の施策と合っているか、確認する必要がある。

（大橋構成員）結局、国の関与が必要であるとする理由は、国の施策との整合の場を確保したいという点にあるのではないか。

この削減計画をめぐる行政プロセスというものを時系列的に見ると、最初に基本方針策定のところで協議なり調整がある。また、基本計画には書く事項ではないとしても、実務上の取り扱いとしては 7 次までの積み上げがある。そこで一回、大きな枠組みの調整の機会を持っていて、それに続いて今回の削減計画が策定される。

さらに、計画策定後又は並行して個々の事業ごとに、国庫補助金について協議の場がある。結局、この行政プロセスの中で国が確保したい協議のプロセスが相当数あるため、ダブルチェック、トリプルチェックとなり、負担となっているのではないか。

（環境省）基本方針は、その場で積み上げのヒアリング等を行ってはいるが、決定する事項としてはあくまで国、済全体としての施策なり削減目標量であり、都道府県ごとの具体的なものまでは記載していない。

また、削減計画は基本方針をブレークした都道府県ごとの計画である。事業の実施に支障が出ないよう、国の施策との整合性を図るためにも、少なくとも協議は必要である。

(大橋構成員) ダイオキシンなどの他の類似の計画では、チェック項目を削る、協議に移行するなどしている。さまざまなステップで国の関与がある中で、なぜ本件だけが同意付き協議が必要なのか。

さらに、他の行政分野では、長期的な計画があったときに、法制的には変更手続という形で、定期チェックを入れる。そのときに初めと同じだけのものを要求しているかと言えば、必ずしもそうではなく、少し緩やかになったり、チェックが削れたりしている。

全体の流れの中から見て、同意まで要求するのではなく、協議制に移行する形で検討をお願いできないか。(環境省) 御指摘のとおり、確かに他の事例を見ていると、同意付き協議というものは、現在はこの計画だけになっており、地方分権の流れ、他の制度との横並びなども見て、同意の不要については検討したい。

ただ、協議については、都道府県の盛り込む事業の内容と国の施策との整合性のチェックが必要であり、必須と考えている。

(環境省) 補足させていただくと、閉鎖性海域をめぐる状況がいろいろと変化してきており、豊かな海が必要であるという意見もある。ただし各施策が良好な水質の確保と整合しているかの担保が必要と考えている。基本方針はあくまでベースなので、そこまで細かいことは記載していないが、都道府県計画ではきめ細やかな対応も含めて具体的に記載している。例えば下水道の終末処理場で、冬場にノリなどに栄養が行くために、少し負荷を多目に出す。その効果があるのか、悪影響がないのか、きちんと確認しながら進めるといったような施策もあり、それらが基本方針に合っているかどうか、協議の中でチェックすることは極めて重要と考えている。

(高橋部会長) 我々も協議までやめてほしいという話はしていない。同意を外すという方向で検討いただきたい。

その際の検討の前提として、環境省としては、各省が補助金を出すため、その根拠として、計画に国のお墨つきを与えるために国の関与が必要との主張であったと考える。

ただ、個々の補助金の採択は各省が別個にやることであり、実際に計画に盛り込まれていても、出ないこともあり得るわけだが、そういう理解でよろしいか。

(環境省) 例えば下水道や浄化槽については、総量規制の対象地域に入っていることが補助金の交付要件の一つになっている。そして計画などを作る段階で各省にも協議していくことになるので、最終的には各省の運用になるが、そこで交付されることが担保されてくると考えている。

(高橋部会長) 実際上の同意まで与えた上で出ないということになると、都道府県としても困るところがあると思う。そういう意味でも、協議というフレキシブルな方法でやった上で、都道府県が総量達成のためにこういう形で計画を作っているからと、各省をお願いをする。

補助金をきちんと確保していくという環境省の立場も維持できるのではないかと考えているので、検討の際にはそういった視点も入れていただきたい。

(高角参事官) 基本方針と計画とで詳細の程度が違うとの話だが、提案団体によれば、基本方針を策定する際に、かなり詳細な調査を受けている。そこで積み上がった数字は基本方針では表れていないが、相当の施策の裏づけを伴ったものとなっており、基本方針をブレークダウンすれば直ちに計画ができるという説明を受けている。

また、各省への協議について、水質汚濁防止法上、同意をするに当たって各省に協議するということが法律上明記されていないように思うが、どうなっているのか。

(環境省) なるべく円滑に基本方針を策定する観点から自治体と意見交換をしているのはそのとおりだが、法律で義務付けられたものではなく、この段階では関係省庁とはやりとりをしていない。

重要なことは、基本方針の段階でやりとりしたことを計画の段階でひっくり返すようなことはしたことがないし、今後もそういうつもりはない。標準処理期間を設定して、これから運用するところなので、自治体と円滑にコミュニケーションを図っていきたい。

(環境省) 各省への協議については、法第4条の3第3項において、計画を定めようとするときは、環境大臣と協議し、その同意を得なければならないとし、第4項において、前項の同意をしようとするときは公害対策会議の議を経なければならないと定められているので、これに従って手続をしている。

(高橋部会長) 公害対策会議の構成メンバーを教えてください。

(環境省) 閣議メンバーである。(注: 正確には、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣(規制改革、金融、消費者及び食品安全)等はメンバーではない)

(三宅次長) 同意を要しない方向で検討という話をいただいたが、協議の要素が、削減目標量、達成方途及びその他必要な事項という3点あるが、全てその方向で考えているのか。

(環境省) 3つともその方向で考えている。

(三宅次長) 今回の提案は、目標量の変更がない場合ということだが、全てのケースにおいてなのか。
(環境省) 目標量が増えようが減ろうが、国の施策との整合のチェックというものは必要な事項である。目標量によって変わるのは、むしろ良くないと考えている。増減にかかわらず、また、削減目標量を含めて同意を要しない協議にできないか検討したい。
(高橋部会長) かなり重い発言を頂戴した。今申し上げた、縷々の視点を踏まえた検討をお願いしたい。
御承知のように、年末の閣議決定が一つの区切りになり、最終的な方向性というものが決まる。2次ヒアリングの前までに方向性を出していただけるか。
(三宅次長) 2次ヒアリングは10月上旬を予定している。
(環境省) 協議を残して同意は外すということについては、なるべく速やかに検討したいと思っているので、対応可能だと思う。
(高橋部会長) そのような方向で2次ヒアリングで御意見を頂戴したい。

<通番 22：災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化（内閣府、国土交通省）>

(高橋部会長) 非常に前向きな御回答を頂いた。事務局に確認するが、地方分権一括法は当然、今年度も予定しているという前提でよいのか。
(三宅次長) その予定である。
(高橋部会長) 年末の閣議決定を踏まえ、法制的措置が必要な項目については地方分権一括法という形で毎年度行っており、その形で対応すれば法改正は可能と考える。
(内閣府) 今の段階で法改正を行うと回答はできないが、支障や必要性等について提案団体を含め自治体にしっかり確認の上、法改正の必要があるのか検討したい。
(高橋部会長) 事務局に確認するが、提案団体ヒアリングにおいて、提案団体からどのような法制的規定の必要性や支障事例が示されたのか。
(三宅次長) 提案団体の東京都のヒアリングでは、東京湾には防災拠点があるが、その拠点と内陸等を結ぶ臨港道路には渋滞が日々確認されており、道路管理者と同等の放置車両移動権限等がなければ、大規模災害発災後、多くの車両が道路上に放置された場合に、迅速な道路啓開作業が行えないおそれがあるとの支障が示された。
(高橋部会長) 本件は、前回の法改正を踏まえ、提案団体が災害対策の検討を行う中で、自らが管理する臨港道路での放置車両移動権限も必要ではないかとの結論に至り、提案として提出されたものであると考えており、災害対策上重要な提案であると認識している。

第2次ヒアリングまでに、提案団体へ支障や必要性等について確認いただきたい。

(内閣府) 東京都以外の自治体にも臨港道路はあり、また、港湾法を所管する国土交通省とも検討を行う予定である。
(大橋構成員) 道路は、道路法に基づく道路であったり、港湾法に基づく臨港道路であったり、他法令に基づく農道・林道であったりと根拠法令が違えども、一般の方の観点や公物としての観点、危機管理という観点からすれば、異なる整理をする理由はないと考える。
また、道路管理者に付与されている放置車両移動権限と損失補償規定についても、根拠法令の違いで異なる整理をする理由はないと考えられ、他法令に基づく管理者に権限を付与することになれば、併せて拡張するイメージでよいのか。

(内閣府) 同じ整理になると考えるが、関係各所との検討を踏まえて判断する。
(国土交通省) 東京都は、東京湾に耐震強化岸壁を有する埠頭を備えており、大規模災害時の海上防災拠点として、緊急物資輸送を行う重要な機能を有している。

今後は、内閣府と協力しながら必要な調査・検討等を行っていく。

(高橋部会長) 今後のスケジュール感としては、年末に閣議決定を行い、それを踏まえて法制上の必要な措置を地方分権一括法に盛り込むという流れである。

閣議決定に間に合わせるためにも、10月上旬に予定している第2次ヒアリング時には方向性を示していただきたい。

(内閣府) まずは、各自治体が策定する地域防災計画上で、臨港道路や農道、林道等が「緊急輸送ルート」に位置付けられているのか確認した上で、立法事実を積み上げていく必要がある。

年末の閣議決定までにはこうした事実を把握し、立法上の必要性の判断を行いたい。

(高橋部会長) 立法事実の積上げは極めて重要であるが、約2か月後の第2次ヒアリング時に方向性は出せないか。防災は地方公共団体の問題意識も極めて高いことから、調査も迅速に行えるのではないか。

(内閣府) 年末の閣議決定を念頭に置きながら、調査・検討を進めたい。

<通番12：都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任（国土交通省）>

(高橋部会長) 対応策としては、都市公園を廃止し、都市計画上是「その他の公共空地」（運動場）として整備することが可能ということだが、代替となるべき都市公園を他の場所に整備せず、都市計画上、「その他の公共空地」に当たる都市計画施設とするのは、余り望ましくないやり方と思われるが、支障はないのか。

(国土交通省) 都市公園を廃止することは推奨すべきことではないが、全体のまちづくりの計画の中で、都市計画法に規定する都市施設において同じ範疇である公共空地にすることについては特に問題だとは思っていない。基本的に、公園管理者である地方公共団体の全体的な判断に委ねている。

(高橋部会長) 「都市公園」と「その他の公共空地」では、財政的な措置に差は出てこないのか。

(国土交通省) 「都市公園」であれば、当省所管の補助事業が活用できる。

(高橋部会長) 都市公園を十分に確保することは重要であり、また財政上の違いもあるため、基準をわずかに超える程度で、都市公園を廃止して都市計画を「その他の公共空地」に変更するのは地方公共団体にとって躊躇するところではないか。

(国土交通省) 岐阜県の場合、はじめは「その他の公共空地」（運動場）として都市計画決定したものであり、都市計画を変更することについて、それ程支障はないと考えられる。

(高橋部会長) 都市計画策定主体として、都市公園にするインセンティブはあっても、都市公園を廃止するインセンティブはないのではないのか。

(国土交通省) 都市公園として供用している部分を全て「その他の公共空地」（運動場）に変えず、例えば競技場の部分を「その他の公共空地」（運動場）に変更するという対応の仕方もある。

(高橋部会長) 都市計画策定主体は、一体として都市公園を運用することに強いこだわりがあるのではないかと思われる。都市公園を維持するインセンティブがかなり高いことも踏まえると、都市公園の機能確保を考えた時、百分の五十という固定的な運動施設の敷地面積基準、割合だけで物事を決めていくのは機械的過ぎるのではないか。運動施設の敷地面積基準を、公園全体の面積や施設の配置も考慮して参酌基準化すれば、十分フレキシブルな形で都市公園機能の維持が図れるのではないのか。

(国土交通省) 都市公園の最も重要な本来的機能は、いつでも誰でも利用できるオープンスペースを確保すること。百分の五十という基準で、既に相当程度、運動施設を許容している。オープンスペースが半分確保できないとなれば、都市公園の重要な基本的性格が損なわれる。

(大橋構成員) 百分の五十という基準が都市公園法施行令で規定されたのは1956年で、そこからおよそ60年が経過している。制定当初はフラットなオープンスペースの確保という目的があったのだろうが、地域の要望等を踏まえ、他の施設利用との併用の中で、オープンスペースを楽しむ形が許容されてきた。百分の七十や八十も運動施設が敷地面積を占めれば、それは都市公園の趣旨に反すると思うが、基準を弾力的にすべきではないか。

(国土交通省) 今まで例えば、建ぺい率は参酌基準化しているが、運動施設の敷地面積基準である百分の五十の場合はこれとは性格が違い、運動施設が過半を占める場合は、都市公園とは言えないのではないのか。

(大橋構成員) 百分の五十という硬直的な基準は、市民のコンセンサスを得られるのか。

(国土交通省) 実態上運動施設として計上する必要のない施設を、運動施設として計上している事例がある。運動施設に関する百分の五十の基準は最大限のラインであると考えており、この基準の中で、地方公共団体には都市公園法上の整理を工夫し、運用していただいているところで、これまで制度改正の要望もなかった。

(勢一構成員) 本件の提案には2つの要素があり、1つは岐阜県の事例をどうクリアするかという個別の事例に対する解決策に関する論点、もう1つは百分の五十の基準を今後も同じような形で維持するのが良いのかという制度そのものに関する論点である。岐阜県の事例は国土交通省が提示された対応案で解決できるかもしれないが、都市公園等の公共施設は更新時期にかかってきており、どうしても施設の大型化が避けられない場面が今後出てくる可能性がある。地方公共団体の柔軟な制度運用を可能とするため、参酌基準化を前向きに考えていただきたい。

(国土交通省) 社会的な要請への対応は必要だが、防災の観点でもオープンスペースは重要であるがどこかで線

引きが必要で、百分の五十の基準は維持していかざるを得ない。

(大橋構成員) 防災の観点からもオープンスペースが重要とのことだが、運動施設でも協定等により災害時の避難場所としての機能を担保すれば、百分の五十の基準に柔軟性を持たせることはできないか。

(国土交通省) 近年建設される運動施設は、防災上の用途も併せ持つものが多く、その上で百分の五十の枠内で整備していただいている。他方、百分の五十を超えるため、公的サービスの提供が不可能となるわけではなく、自治体の判断で別の公園施設という形で整備することは可能である。

(高橋部会長) 都市公園はそれぞれ多様な特徴を有しており、基準を弾力化すべきではないかと考える。2次ヒアリングまでに、運動施設の敷地面積基準の条例委任等について、御検討いただきたい。

(国土交通省) 制度運用の実態も見ながら、オープンスペースの確保という都市公園の基本的な機能を維持した上で、どのような対応が可能なのか検討していきたい。

(大橋構成員) 建築基準は、数値評価基準を改め、性能評価基準化の流れがある。都市公園についても、その機能を果たすかという観点から、弾力的な基準を認める余地もあるのではないか。

(三宅次長) 仮に都市公園が廃止された場合、それまでに受けていた補助金や交付金が目的外使用にならないと解して良いか。

(国土交通省) 都市公園を廃止した場合、直ちに返還という話にはならない。

<通番4：公立大学法人に関する規制緩和（総務省、文部科学省）>

(ア 公立大学法人が附属学校を設置できるようにする。)

(高橋部会長) 11月に地方独立行政法人制度の改革に関する研究会の最終的な報告を受けると聞いている。附属学校の問題も論点になっており、学校教育法の扱いが大きな論点になると思うが、文部科学省とどのようなスケジュール感を共有しているのか。

(総務省) 学校教育法の整理は文部科学省に一義的に行っていただく部分なので、必ずしも11月の研究会の取りまとめに合わせるようお願いしているわけではない。できるだけ早期にというお願いをしている。

(伊藤構成員) 学校教育法上、クリアしなければいけない課題が多数あるということは理解したが、構造改革特区の提案としても、過去数次にわたって地方自治体から提案がなされている。その度に速やかに検討するという回答が文部科学省から出ているが、なかなか回答が得られないという状態が過去から繰り返されてきたこともあって、今回、提案されたということではないか。論点とその方向性については、様々な考え方があり得ると思うが、文部科学省として具体的に検討する方向性やスケジュールについて、今の時点での見通しをお聞かせいただきたい。

(文部科学省) 累次にわたって提案されてきたということは十分認識しており、そのような要望があるということをお話を前提に考えていきたいと思うが、様々な解決すべき課題があるのは確かである。そのためにも、提案団体において具体的な支障、必要性等を明確にいただき、それを踏まえて、より具体的な検討を行いたいと考えている。大段に構えると、学校制度全体に影響するような議論に発展し、相当の時間を要する可能性もあるので、提案団体との協議を速やかに進めていきたいと考えている。

(高橋部会長) 支障等は、既に明らかになっていると考えるが、どうなのか。

(三宅次長) 大学と附属学校が分離されてしまったがゆえに、大学側としてグローバル教育を目指すということをお働きかけるが、附属学校と連携が図れず、従来の一体的な教育が確保できない、大学の学長と附属幼稚園の園長との関係が分離され、運営に支障が生じているといった支障が明らかになっている。

(高橋部会長) 平成23年度から累次にわたって、構造改革特区の提案がされているのは、支障があるがゆえのことであり、支障の存在自体は、文部科学省も所管官庁として当然把握しているのではないかと考えるがいかがか。

(文部科学省) 元々同じ設置主体、法人格の学校同士で取り組んでいたことがやりやすくなったということは事実だが、連携ということであれば、公立大学法人であっても、地方自治体が設置していることには変わらないので、運用でできる部分もあるのではないか。

また、公立学校であれば、義務教育部分の人件費は、義務教育費国庫負担制度で3分の1を国が保証し、3分の2が地方財政措置となっているが、公立大学法人の傘下に入ると、その制度対象から外れて、全体が地方交付税として措置されることになるかと理解している。このような取扱いが提案団体の希望と合っているのかという点も十分議論させていただく必要がある。

(三宅次長) 学校教育法上、地方独立行政法人を含む地方公共団体が設置する学校は、公立学校とされていることから、提案団体は、公立大学法人が附属学校を設置できるようになったとしても、公立学校として、引き続き義務教育費国庫負担制度の対象としてほしいと希望している。

(文部科学省) そのような要望はあり得ると理解している。しかし、公立大学法人は非公務員型のため、その職員は地方公務員にならないが、その場合でも、義務教育費国庫負担制度の対象になるのかという点は、財政当局を含めて議論しないと、文部科学省だけの判断で結論を申し上げることは難しい。

(勢一構成員) 構造改革特区における提案に対するこれまでの検討内容、課題等を、問題共有という意味でもお示しいただきたい。

(文部科学省) 様々な課題があり、にわかに結論を出すことは難しい状態である。特に公立大学法人における附属学校の公立学校としての位置付けについて、教育委員会との関係等議論を深める必要があると考えている。

(高橋部会長) 教育委員会制度との関係等の整理が困難なことは理解するが、地方独立行政法人法の改正が視野に入ってきている中で、附属学校の問題を積み残すわけにはいかないのではないかと。是非タイミングを合わせて、早急に検討いただければありがたい。

また、御懸念の地方交付税又は義務教育費国庫負担金のどちらが適当かという財政措置の問題は、決めの話ではないか。附属学校を有する公立大学法人は限られており、全体からすれば非常に小さな話で、文部科学省と総務省の間の仕切り話であり、制度上の検討の制限になるとは思えない。

さらに、国立大学法人の附属学校の役割として求められている実験的・先導的な教育の実践、教員養成に資する実習、大学の教育・研究への貢献は、公立大学法人の附属学校も同様に果たすべき内容ではないか。

(文部科学省) 附属学校として求められる役割が国立大学法人の場合と同様かどうかを確認したい。また、どのように役割を明確にしていくのかも議論させていただきたい。

(高橋部会長) 少なくとも所管官庁として、公立大学法人と国立大学法人の教育研究の水準、社会的な役割等は把握されているはずであり、改めて確認するまでもないのではないかと。

(文部科学省) 実態としてどうなっているかというのと、制度化・一般化する場合にどのように位置付けるのかという両面があり、双方を見越した上で制度化する必要がある。公立大学の附属小学校には、一般的な公立学校と同様の位置付けになっているものもあり、このような学校について、引き続き同様の位置付けとするのか、異なる役割を有するものとして位置付けを見直すのかといった議論が必要ではないか。

(高橋部会長) それは個別の大学の戦略の問題であり、公立大学法人の設置者の判断が反映できる制度を設ければ問題ないのではないかと。

(文部科学省) 設置者の判断というより、制度として公立大学法人の附属学校の性格を明確化する必要がある。

(大橋構成員) 本件に関しては、議論が繰り返されてきており、答えはある程度見えているのではないかと。附属学校の役割・性格については、いずれも学校を新設するのではなく、公立大学法人化される前からの歴史があり、国立大学の附属学校と同様の機能を果たしてきた。それが法人化により打ち切られてしまったのを解決してほしいというのが提案の趣旨である。そのため、選択肢は限られるので、解決策を御提示いただきたい。

また、教職員の人事運用に関する解決策としては、兵庫県から「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づいて、教育委員会と公立大学法人の間で人事交流を行い、教育委員会による一体的な人事運用を確保するという案が示されており、その是非を検討していただきたい。いずれにしても、問題点は明確で、検討に着手して結論を出していただく段階であり、研究会を立ち上げて議論するものではない。

(文部科学省) 論点について、相当前から議論されており、最終的にどのような選択肢を選ぶのかという段階なので、審議会等で根本から議論するようなものではないと考えている。

(大橋構成員) 時間を切って決めていただくような時期に来ている問題ではないかと。

(高橋部会長) 学校教育法を改正するのであれば一括法という話になる。そのためには、12月の閣議決定までに所要の結論を頂けると非常にありがたいので、スケジュール感を示していただきたい。

(文部科学省) そちらの日程も十分踏まえながら、検討していきたい。

(高橋部会長) 地方独立行政法人法は、設置者の選択に沿った制度設計が可能な体系となっており、設置者の意思を尊重できるような形で検討していただきたい。10月の2次ヒアリングまで2か月あるので、その間に所要の検討をいただき、その結論を是非2か月後にお持ちいただきたい。

(イ：公立大学法人が金融機関などから長期借入できるようにする。)

(高橋部会長) 11月目途で結論を得たいということだが、一括法等何らかの形で法制上の措置が可能である場合も含めて、年末の閣議決定に間に合わせる事が可能と受け取ってよいか。

(総務省) 年末ならば間に合う。ただ、長期借入を単体で取り出して一括法で対応するというよりも、地方独立行政法人制度全体の法改正を予定しているので、その一環として長期借入についても対応したい。

(高橋部会長) 一括法とは別に対応するという事か。

(総務省) 法整備としてはそのような形で対応したい。

(高橋部会長) 分権の観点からだけではなく、地方独立行政法人制度全体の在り方を見直すという趣旨で、改正法を提案するという事か。

(総務省) そのとおり。

(高橋部会長) その場合でも、閣議決定に提案に対応する方針を記載することは可能か。

(総務省) それは可能だと思う。

(高橋部会長) 公立大学法人の附属病院に係る分については、従来、交付税措置を伴う公立病院債で対応してきたということなので、今回の改正でも附属病院に係る分については、公立大学法人が自ら行う長期借入の対象からは除くということは可能か。

(総務省) 公立大学法人の附属病院について、交付税措置がされない場合でも、独自に長期借入を必要とするニーズの有無を確認したい。従来は、公立大学法人ではなく、設置者である地方自治体が長期借入を行う場合、交付税を措置してきた。

(高橋部会長) 病院債という理解でよいか。

(総務省) そのとおり。国立大学法人の場合には、附属病院に係る分についても長期借入の対象として認めている。公立大学法人の附属病院については、公立病院の一部という整理で、公立病院債の対象としてきたので、どのように整理すべきか慎重に考えなければいけないという趣旨である。

(高橋部会長) 附属病院以外については、国立大学法人による長期借入と同様の範囲で対応可能という理解か。

(総務省) そのとおり。

(高橋部会長) その内容を法制上明記するという事は可能という理解か。

(総務省) 御指摘の方向で、研究会で結論を出す予定である。

(三宅次長) 地方独立行政法人制度全体の改正法案の提出はいつを予定しているのか。

(総務省) 全体像が固まり次第で、念頭に置いているのは来年の通常国会だが、必ずしも総務省として来年度通常国会に提出するということまで意思決定しているわけではない。

(高橋部会長) 地方独立行政法人制度の改正そのものは、環境変化の中で当然必要だという認識でよいか。

(総務省) そのとおり。

(高橋部会長) そうであれば、早急に結論を得て来年度の通常国会に提出するという事自体に省内で合意がないというのがよく分からない。

(総務省) 長期借入については、地方独立行政法人制度改革の1パーツに過ぎず、全体を統括している部局と来年度通常国会に提出するという合意はまだできていないという趣旨。本体として来年度通常国会に提出するのであれば、当然その中に含まれるということになる。

(高橋部会長) 本体というのは、地方独立行政法人法制度全体を所管している部局という趣旨か。

(総務省) そのとおり。全体として来年度の通常国会に提出するということまでの意思確認をしている状況にはないが、来年度の通常国会に間に合うように検討している。

(高橋部会長) 改革全体との調整を経て、11月に結論が出るという理解でよいか。

(総務省) そのとおり。

(高橋部会長) 地方独立行政法人法の所管部局の意思もその段階では明らかになるという趣旨か。

(総務省) そのとおり。

(高橋部会長) 事務局からスケジュールを示していただきたい。

(三宅次長) 2次ヒアリングが10月上旬であり、年末の対応方針の閣議決定を経て、対象となる内容次第だが、一括法案としては来年の通常国会に提出する予定。

(高橋部会長) 2次ヒアリングには結論は間に合わないということか。

(三宅次長) 11月頃に結論を得るのであれば、その時点での進捗状況を説明していただくことになる。

(高橋部会長) 詳細は事務局を通じて調整していただきたい。地方独立行政法人法の策定は相当急いだという経

緯があり、見直しは当然必要という認識に立っているのは、地方独立行政法人法の研究会の座長をしていた経験上認識しているので、是非見直しに向けて検討願いたい。

<通番10：医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大（厚生労働省）>

（高橋部会長）奈良県が提案している生薬単味製剤及び生薬製剤は、承認権限を都道府県知事へ委任する28処方に含まれていると考えてよいか。

（厚生労働省）含まれていない。

（高橋部会長）一般用漢方製剤の中で、日本薬局方に収載されているものが28処方ということか。

（厚生労働省）そのとおりである。一般用漢方製剤には、医師が処方する医療用と薬局等で購入できる一般用があるが、一般用には294処方あり、そのうち具体的な規格基準が決まっているものが28処方ある。処方数でいうと1割弱であるが、基礎的なものが日本薬局方に定まっていることから、品目数ではおおむね4割程度に相当する。

（高橋部会長）生薬単味製剤と生薬製剤は、一般用漢方製剤とは別の範囲の医薬品ということか。

（厚生労働省）一般用漢方製剤は、中国古典に基づく様々な生薬の組合せによる処方であり、生薬単味製剤は、生薬そのものをそのまま使用するものであり、生薬製剤は、いくつかの生薬を混ぜて使用するものである。今回、規格が日本薬局方に定められた28の漢方処方から手をつけていくことを考えている。

（高橋部会長）前向きな検討に感謝する。生薬単味製剤及び生薬製剤は一般用漢方製剤とは別の概念で、かつ、日本薬局方に定められているものがあるということだが、規格基準が明らかになっているという意味では同じだと思う。

（厚生労働省）生薬単味製剤及び生薬製剤の使用は非常に少ないと承知している。比較的、需要の多い一般用漢方製剤から手掛けていくことを検討している。今後、日本薬局方に定められた製剤の規格基準から運用に当たっての基準を示し、効能や使用方法を含めた承認基準としていくことになるが、順次対応していきたい。

（高橋部会長）一般用漢方製剤の28処方については可能だが、生薬単味製剤及び生薬製剤については対応し難いという説明は説得力がないのではないか。

（厚生労働省）対応し難いと言っているのではない。需要の多い一般用漢方製剤から着手していくということであり、生薬単味製剤あるいは生薬製剤についても、日本薬局方に規格基準が定められているものについては比較的着手が容易であるので、検討対象としたい。

（高橋部会長）了解した。都道府県知事への委任は告示で対応可能か。

（厚生労働省）大臣告示で委任の範囲を指定している。

（高橋部会長）省レベルで決定できることと理解した。その他に手続はあるのか。

（厚生労働省）都道府県に運用の基準を示す必要がある。葛根湯エキスを例にとると、日本薬局方には、用法・用量にお湯で飲むとしか記載されておらず、具体的に1日に何回飲むのか等を示す必要がある。既存の承認を受けている一般用漢方製剤について、どの範囲で用法・用量が設定されているのか製造承認を得た承認書を調査するとともに、製造販売業者が設定している用法・用量を調査した上で、一般的にこの範囲が適正であることを具体的に都道府県に示さないと、申請された用法・用量で問題ないか判断が難しい。

また、トリカブトという毒性の高いものが含有されているものもあり、具体的な測定方法なども示さなければ、都道府県の衛生研究所等で成分を定量することが難しい。その他、留意事項やマニュアル作成を含めて準備が必要になる。都道府県もいきなり移譲されても困ると思うので、現状をきちんと整理する必要がある。

（高橋部会長）必要な作業の話があったが、具体的なスケジュール感について、10月の第2次ヒアリングにて大まかな事務量を算定して、それを提示することは可能か。

（厚生労働省）精査したいが、承認審査を行う医薬品医療機器総合機構一般薬等審査部には18人しか職員がいない。承認審査を遅らせることはできないので、同時並行で事務量を算定しなければいけない。

（高橋部会長）10月までにやってほしいという話ではなく、告示改正の時期の目途を示してもらえるとありがたい。

（大橋構成員）一般用漢方製剤294処方のうち、需要の高い28処方からおろしていくということだが、その他についても、需要の高い順からおろしていく予定はあるか。

（厚生労働省）日本薬局方は明治19年に制定され、基礎的医薬品の品質基準を定めているものであるが、5年ごとに対象の品目を見直している。今回は平成28年4月の見直しを予定しており、一般用漢方製剤を対象にして

追加を検討している。

先ほどの説明のとおり、都道府県への移譲に当たっては、基準の設定など準備が終わったものから進めていきたい。ただ、一気に全ての作業を行うことは難しいので、まずは28処方について移譲することを検討し、次に、日本薬局方に記載されたものについて、順次、移譲していくことになる。

(高橋部会長) まずは、日本薬局方に記載されている一般用漢方製剤、次に、日本薬局方に記載されている生薬単味製剤及び生薬製剤、そして日本薬局方にまだ記載されていないものと、段階があると思うので、なるべく広い範囲で移譲できるように作業を進めてほしい。

(大橋構成員) 画一的な審査が可能であり、基準を示す日本薬局方に記載されていれば、早晚移譲するものと認識していた。これまでの議論を聞くと、調整等で時間がかかるが、日本薬局方に記載されていれば、移譲できるものと理解してよいか。

一般用漢方製剤の生産について、金額ベースでは富山、大阪、奈良の3府県で8割を占めるとのことだが、自治体への周知等については、この3府県に対して集中的に行えば、もう少し円滑に行えるように思う。

(厚生労働省) 一つ一つの一般用漢方製剤には、それぞれ基準が決まっており、基準ごとに、必ずしも範囲が明確でない用法・用量等を、現在の知見や既に承認を与えている範囲を確認しながら移譲していく必要がある。日本薬局方に記載されているものについては移譲していくことを方針としては共有しているが、古い承認申請だと確認に時間がかかるなど、個別の事情を勘案する必要がある。

<通番 32：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲（経済産業省資源エネルギー庁）>

(高橋部会長) 地方側の要望としては、地域で問題が出たときに、自治体に住民から要望がくるので、施設の設備要件といった定型的な認定権限であるとか、さらには立入権限は並行権限で全く問題ないと思うので、そういうところについてお願いしたいという話だったと思う。

ただ、認定制度を動かすという話もあるので、固定価格買取制度の見直しのスケジュール感等についてお示しいただきたい。

(経済産業省) 固定価格買取制度の見直しのスケジュール感については、今年の通常国会での電気事業法の改正の議論の中でも電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法についてはなるべく早い期間に見直すようにということで、様々な御議論をいただいた。

したがって、まだ最終決定はしていないが、できれば早急に見直しを立ち上げて、来年の国会くらいをにらんで制度改正をまとめていきたいというスケジュール感である。そのために秋くらいには検討の場をスタートさせなければいけないということで、現在、内部で検討中である。

(高橋部会長) 新エネルギー小委員会で回していくというのではなくて、別にさらにワーキンググループみたいなものをつくるということか。

(経済産業省) 場の設定の仕方も含めて、まさに内部で検討している最中である。

(高橋部会長) 通常国会というのはあるということか。

(経済産業省) 当然、我々作業する側としては、なるべく早くということで通常国会も視野に検討したいと思っている。

(高橋部会長) 必要な関与、要するにいわゆるエネルギーミックスの中での電源構成の話なので、国の権限が当然あってしかるべきだと我々も思っている。

その一方で、自治体の推進というのは自治体が自分で事業者もしくは開発助成のようなことをやって、施策を推進すればいいのであって、基本的には昨年のヒアリングの限りでは、規制のほうに自治体の要望が行っているのだろうと思う。

そういう意味で、施設の話なので、立地についてのさまざまな議論というものが当然地域において生ずることが予想される。それについての必要な権限が自治体にあるべきだというのが今回の提案の中身だろうと思うので、そういった観点からしかるべき権限を地方に与えるという方向で御検討いただきたい。

(経済産業省) まさにおっしゃるように、自治体にいろいろな意向があって、確かに太陽光パネルや風車が並ぶことになるので、土地利用の問題あるいは景観の問題、いろいろな問題があることは事実だろうと思う。

したがって、そういうものと調和のとれた形で再生可能エネルギーを推進していかなければいけない。これは間違いがないと思っている。ただ、その上で若干釈迦に説法ではあるが、この1本の法律で土地利用規制が

ら景観の話から何からを全部解決することが適当なのかどうなのかということについては、法の立て方の問題としていろいろあるかと思うので、法技術的にはそういうことも含めてしっかり議論をしていきたいと思っている。

(高橋部会長) 現行法では新エネルギーの風車や太陽光について、地方公共団体に何らかの権限が与えられているわけではないと思うが。

(経済産業省) 土地利用に関しては、例えば農地であれば農地法であり、都市計画地域であれば都市計画法であり、土地利用の権限というのは一般的な形で与えられているはず。

これは再生可能エネルギーに限らず、普通の発電所や送電線をつくる場合も同じであって、当然、電気事業法の規制が電気という観点からかかるが、別途土地利用の規制もかかっているという認識でいる。これを一緒にするべきなのか、それぞれ観点の違う土地利用規制は土地利用規制であるという形であるべきなのかということについては、少し整理が要るのではないかと考えている。

(高橋部会長) 風車や太陽光発電について、都市計画法で何か規制がかかるのか。

(経済産業省) 例えばたくさんの太陽光パネルを並べたメガソーラーと言われるものについて、これは平らで日照のいい土地に設置するのが最適なので、最近あまり耕作が順調でない農地を転用して敷き詰めたいというような話が出てきている。その場合には当然農地転用という手続が必要になるので、それはむしろ自治体にそういった申請を出さなければならないということだと思っている。

ただし、都市計画法というのは土地利用規制の一例として申し上げたので、現在、都市計画法との関係で問題になっている案件があるかどうかについては、承知していない。

(高橋部会長) 立地について、現行の法制でそこまでうまく規制できているのか。

(高角参事官) 昨年の提案においては、例えば具体的な支障の例として、再生エネルギー発電施設の認定は、必ずしも土地利用の規制をクリアしているかどうかといった観点ではなく、基本的には技術的な観点で出されてしまう。そのため、事業者が認定を受け、立地しようとしたときに、例えば土地利用との関係でトラブルになるといった事例もあるように聞いている。そここのところがうまくリンクしていないと感じている。

(大橋構成員) 今の問題に追加となるが、確かに都市計画や農地の規制が発電施設などの設置については、別途の法制でかかることはあると思う。

おそらく問題にしなければならないのは、エネルギー施設を地方に設置するための認定がある。そうすると普通、地方の環境に影響を与えるような施設を置くという場合には、一般的な法律だと、国が権限を持っている事例であったとしても、その過程で地方公共団体との協議や意見聴取といった形で地元と政策との調和を図って認定することになるのではないかと考えるのだが、トラブルのところを見るとそこがうまくいっていないという印象を受ける。

(経済産業省) 実態として、そういったコンフリクトが起こっているケースがあることは承知している。したがって、我々としては土地利用規制等との関係でトラブルが生じていないかどうか、それぞれの電源を推進していく上で、きちんとチェックしていかなければいけないと思っている。

一方で、法律の整備だけの問題で申し上げると、この法律といろいろな土地利用規制の法律あるいは最近、風力発電などでは環境アセスメントをやらなければいけないというものもある。我々としては環境影響評価法のアセスメントをクリアしているということは、事業を進める上での当然の前提で、3つなら3つの法律をクリアしなければならないのであれば、これ3つクリアしてやってくださいということについては、事業者にもしっかり言っていかなければならない話だと思っているし、我々としても認定申請に当たり、関連法令がどのような手続状況にあるのかということ、窓口でしっかり確認していきたいと思っている。

(大橋構成員) 他の法令に任せるというのではなく、この法律でこういう施設を置くことからすれば、たとえ国の権限の下に置くという法律においても、地元への配慮ということで、何らかの関与や協議の場所があるというのが一般的な法律の立てつけではないのか。

今回、事業者や発電量などについて情報を提供するとの通知を出していただいたようだが、私の印象だと、一般市民の人が情報公開して得られるかどうかという話と同じようなレベルになってしまっている。

むしろ設置の過程の中で地元の自治体を巻き込んで、情報を事前に提供して協議する場があつての認定だと思ふ。そこがなくて後のところで情報提供があるという仕組み自体が、地元への配慮というのが、他の法律の話と比較すると1個飛んでしまっている気がする。

先ほどの小委員会のところにもあつたが、地元との密接な連携や共生というのはなかなか図れない気がする

のだが、いかがか。

認定権限を移譲するという問題のほかに、認定の手續過程における自治体の法的地位の保障という観点からいろいろ問題があるような気がする。

(経済産業省) 再生可能エネルギーを推進していく上で自治体との連携は非常に重要だと思っている。

しかし、現行法に関して言えば、認定というのは、この発電機で大丈夫だろうかという極めて技術的な認定をしているだけであり、そこには土地利用等の観点が入らない立てつけとなっている。

したがって、これから固定価格買取制度を見直していく中で、自治体とどういう形で連携をとっていくべきなのか、しっかり議論していきたいと思っている。

本日、4月の新エネルギー小委員会の資料をお示ししたのは、このような議論をスタートしているということの紹介である。

なお、先ほど申し上げたように、本年4月から設備の認定に当たっては、国土利用計画法や土地計画法といった、関連法令に関しての手續状況、その該当状況について、経済産業局で確認している。

(高橋部会長) ただ、新しい施設で、メガソーラー等もこれまでの電源施設と違って特色があると思うが、現行法は施設立地規制として本当に十分機能しているのか。環境アセスメントも十分なのかという気もするが、その辺は議論されるということか。

(経済産業省) 議論の中で当然そうならざるを得ないと思うが、その場合に解決策を現行の土地利用規制でそこまでカバーすることにさせていただくのがいいのか、あるいはこちらの法律で引き取ってやる方がいいことなのかということ、先ほどから申し上げているとおり整理が必要だが、そういった論点、そういった実態のトラブルがあることは、我々も重々認識している。

(高橋部会長) そういった総合的な検討の中でぜひ自治体の要望が、きちんと現行法制のどこかでうまく入り込めるような制度設計にしていきたいと思います。

来年の通常国会ということをお考えだとの話だったが、分権の観点からそういった要請があったということ、を十分照会いただいて、万全な法制の手当をしていただければありがたい。

(経済産業省) そういった実態のトラブルが生じていることは間違いないことなので、それをどういう形で解決するのが適当なのかについて、審議会なのか検討会なのか、そういった中で議論して、我々なりの方向性をお示ししたいと思っている。

(高橋部会長) 今度は情報提供の話になるが、現在、個別に情報提供しているという話が、7月28日の新エネルギー小委員会で出ていたと思う。実際にどのような形で情報提供されることになるのか。

(経済産業省) この8月から実施しているのは、各都道府県から管轄する経済産業局に対して依頼をさせていただくと、その依頼に応じて当該区域内における、設備の認定情報を提供している。中身としては、設置法人名、設置者、住所、設備所在地、連絡先、発電出力、認定日といった内容について提供している。

(高橋部会長) 個人事業者の場合の事業者名は、個人情報なので難しいという話を聞いているが、そこは変わらないということか。

(経済産業省) 個人情報保護担当部局に確認したところ、個人名は個人情報に当たるので、提供するのは難しいということであった。

(高橋部会長) 個人情報に当たるからといって、個人情報保護法の情報の提供の要件に該当しないことにはならないような気がするが。

(経済産業省) この法律に地方自治体の位置づけがないことが全ての問題の出発点である。

仮にこの法律の中に地方自治体は何らかの形で関与があれば、この法律の名目で我々が収集した情報について、その関連において提供することは可能になると思うが、現行法では地方自治体の関与がない。よって、保有個人情報の利用目的以外の提供となってしまうため、個人情報保護法の規制対象となる。

こういう理解だというのが個人情報担当部局の見解であり、だから法律を見直せという話だと思うが、現行法上、我々はここまでと思っている。

(大橋構成員) 実務上、ホームページやパンフレット、説明会といった情報提供活動として、事業者名や法人名を出していないのか。

(経済産業省) 認定段階というのはまだ設備も作られておらず、実際に接続できて発電して事業が開始されるかどうか分からない。したがって、認定段階においては、件数や出力がkWあるかといった情報は出しているが、個別の情報は出していない。

発電を開始した後で、こういう事業者がここで発電をしているといった情報をオープンにしている。

(野口構成員) 8月3日付の周知依頼をみると、本来、情報公開制度を活用しても事務事業情報として伏せられる性質のものだが、地方公共団体に対しては提供するというので、この部分で情報公開法制は1つ乗り越えられていると読める。

一方で自治体として見ると設置者名、法人の代表名や事業主が誰なのかという情報を知りたいといったニーズがあると思うが、こちらについてももう少し詰めて、自治体のために提供いただける可能性があるのではないかなと思うが、いかがか。

(経済産業省) 個人情報保護法に関しては、ここに来るに当たっても何回か個人情報担当部局に確認したが、そういうことだとの見解であった。御指摘のように再度聞いてみることは可能だが、いかにせんこれを我々が解釈して左右できる話ではないものと思っている。

(高橋部会長) まさにこれも法律に自治体が位置づけられていないがゆえの問題の1つであって、かつ、新エネルギーと言われると個人事業者が多いのではないかなと思うが、そのようなことはないのか。

(経済産業省) 例えば自宅の屋根に太陽光パネルを設置するのは個人だと思うが、別に自治体もそういった情報が欲しいというわけではないと思う。それを除いてかなり大規模に設置する場合だと、法人形態がほとんどではないかと認識している。

(高橋部会長) ただ、抜け道があっても困るので、そういう意味ではぜひ、制度検討の際には、法律に自治体が位置づけられるよう検討いただければと思う。

(経済産業省) 御指摘を踏まえて、問題意識を共有していることだけは御理解いただいて、しっかり検討したいと思っている。

(高橋部会長) 第2次ヒアリングは10月なのだが、見直しの場が立ち上がって早々という感じか。

(経済産業省) まだいろいろなことを検討している最中のため、正直まだ見通しが見つからない。それでこの場でどの程度の話ができるのか、検討の場が立ち上がりましてというぐらいで終わってしまう可能性があるが、その時点で話せることは話せということであれば、もちろんそのようにさせていただきたい。

(高橋部会長) では、場合によっては2次ヒアリングもよろしくお願ひしたい。

<通番 38：開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（国土交通省）>

(伊藤構成員) 1haを超えない範囲で下限面積の緩和について条例で定められるよう見直すとのことだが、現行の0.3haから1haの範囲内で基準を定められるということか、それとも1ha以下であれば任意で基準を定められるということか。

(国土交通省) 0.3haという基準は維持する。アンケートで規制を強化したいという意向であった地方公共団体に確認したところ、現行の規制を強化すると小規模な公園が発生し、管理上の問題が生じるという点と、本来は地方公共団体が整備すべき公園等について開発事業者に負担をさせることは私権の制限につながるという点に鑑み、現行基準は維持した上で、緩和する場合は1haまで条例で引き上げることを可能とする。

(伊藤構成員) 0.3haという基準により、それ未満の開発が進み、公園等が適切に確保されていないことから、地方公共団体の判断で規制を強化したいというのが提案の趣旨と認識している。緩和を望む団体もあるだろうが、強化を望む団体もあると思われ、規制の強化についても検討できないか。

(国土交通省) 昨年の議論では、提案団体から、下限面積について条例委任された場合、例えば0.5haまで緩和し、それ以上のものについては公園の設置を求めるものであった。0.5ha未満の開発については、公園等ではなく、道路の緑化を求めたいとの意見があったと認識している。今回、国土交通省が行った調査においても、提案団体から規制を強化したいという意見は出されておらず、今回の結論に至った。

(野村参事官) 事実関係を確認する必要があるが、提案団体からは、アンケートでは強化を希望しないということであったが、規制の強化も視野に入れて見直しを求めるという意向だったと事務局としては認識している。再度確認する。

(高橋部会長) 緩和について明確な指針を示していただけるのはありがたい。その一方で、規制の強化についても検討してほしい。公園であれば、小規模でも管理負担が重くなることも想定されるが、公園の代わりに緑地や広場の整備を求めることはできないのか。

(国土交通省) 公共施設である公園や広場は、地方公共団体が整備するのが原則である。開発事業者に負担をさせることは、広場であれば整備費はそれほどかからないかもしれないが、その面積分は宅地として売れなくな

るため、私権の制限に当たり、一定の下限は必要である。

提案団体の意向は再度確認する必要があるが、我々の調査では提案団体は強化を希望しないと回答していること、強化を希望すると当初回答した団体に個別確認した結果、強化は検討していないとのことであり、下限面積の引下げは行わない。

もう一点のお尋ねに関し、現行の基準は0.3ha以上の開発行為に公園、緑地又は広場が設けらるようになっていて、公園のみを設けることにはなっていない。ただ、ローカルルールで公園の設置を求めることを強化することは可能である。

(高橋部会長) 広場だけの設置を求めるというローカルルールも可能か。

(国土交通省) そのようなローカルルールは設定していないが、開発行為の申請が広場のみでなされた場合、許可は可能である。

(高橋部会長) 公園であれば運動施設の整備や安全性の観点等から維持管理費等がかかるため、地方公共団体は小規模なものは望まないだろうが、広場であればそれほど管理負担がかからず、基準の強化を行う団体もあり得るのではないかと。小規模な開発でも広場等の公共的なものが確保できるということになれば、いわゆるミニ開発が行われても都市機能の最小限度の維持は図られるであろうことを踏まえ、再度御検討いただきたい。

(国土交通省) 規制の強化は、財産権の行使等々に対する強い制約となる。その中で必要十分な緑地等のオープンスペースをどの程度確保するのが妥当なのかということは、提案団体の意向とは別に考えなくてはならない。そういう点も含めて検討するという前提で引き取りたい。

(高橋部会長) 0.3haの下限面積を無限に下げるとすることはこちらも想定していない。その点を踏まえて第2次ヒアリングまでに御検討いただきたい。

(国土交通省) 元々、提案団体には、土地の有効利用等の観点から大規模開発が望ましいが、開発事業者が公園設置を回避するために0.3ha未満で宅地を区切ってしまい、いわゆるミニ開発が多発するという問題意識があったと認識している。その点と、私権の制限の問題や提案団体の意向を勘案し、検討したい。

(大橋構成員) 提案団体からは、下限面積の他に、開発規模に応じて設置が求められる公園規模の割合の話があった。当該割合についても、地域の実情に応じて条例で選択するという見直しはできないのか。

(国土交通省) 割合に関しては、開発規模の3%となっていたところ、6%まで条例で定められることとなったため、本提案に当該制度の見直しが含まれるとは認識していなかった。

(高橋部会長) 今回の提案には入っていないのか。

(野村参事官) 提案団体に確認する。

(高橋部会長) その点を確認していただくとともに、規制を強化し、公園ではなくて広場等を誘導するということを考える自治体もあり得ると思われるので、そのあたりを第2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

(国土交通省) 先ほどからお伝えしている観点を含めて検討し、次回また説明したい。

<通番39：都市計画の軽易な変更の見直し（国土交通省）>

(大橋構成員) 件数の多い道路と公園・緑地から措置することは良い。

一方、都道府県と市町村の軽易な変更を見ていると、大きな差がある。中心線の振れが100メートル未満の道路等の変更は、都道府県では軽易な変更として認められる一方、市町村ではフルセットの変更手続が必要となっており、客観的状況が同様であるにもかかわらず、取扱いを分けることに合理性があるのか。コンパクトシティ化に向け、従来の都市計画を頻度を上げて定期的に見直す流れがある中、軽易な変更の手続も柔軟に使えるようにすべきではないか。

都道府県の意向は聞くようだが、提案団体が市であることにも鑑み、市町村の意向も聞き、道路や公園・緑地だけでなく、その他類型についても検討いただきたい。

(国土交通省) 地方公共団体にヒアリングを行い、市町村の意向を含めた現場の状況や、軽易な変更と認められる類型の有無についても確認したい。

要望・案件数の多い道路や公園・緑地、その他提案で挙げられていた都市高速鉄道について、まずは検討したい。

(大橋構成員) 先ほど、都市計画に係る手続は財産権に関わるため、慎重さが求められるという説明があった。変更手続が重くなることで、地方公共団体の事務負担、ひいては税金に跳ね返ってくるということや事業の長期化に伴い、事業費の増大という財産上のリスクが生じること、長期未着手の問題の解決という視点も含め、

御検討いただきたい。

(国土交通省) 都市計画手続に限らず、様々な行政手続は合理的に制度設計され、適切に運用されなければならない。必要十分な手続となるよう検討したい。

(高橋部会長) 都道府県に意見照会するというので、都道府県の意見も重要であると思うが、分権の観点からは、多少都道府県に疑念やためらいがあったとしても、合理的な理由があれば積極的に措置していただくのが筋。必要なことについては、都道府県から消極的な意見があったとしても、きちんと対応していただきたい。

(国土交通省) 都道府県が消極的なので措置しないということは考えていない。制度所管官庁として、運用実態を見て、広域調整や都道府県の定める都市計画との整合性を図る点から、制度改正による支障がないと判断すれば、その部分については軽易な変更として認めることになる。

(高橋部会長) 多少懸念があるから対応不可ということになると、なかなか制度改正には結びつかないので、支障を及ぼすことが明白でなければ、対応を検討していただけるということではどうか。

(国土交通省) 最終的な案ができた段階でこちらにも説明する。政令の改正ということになり、我々は国民への説明責任を負っている。少々懸念があるという程度で見直しをしないということはないが、合理的に判断する。

(高橋部会長) 対応方針では年内に結論を得るとされているが、年末の閣議決定で、措置の具体的内容を示していただけるという理解でよろしいか。

(国土交通省) 措置の方向性は示せるようにするつもりである。

(高橋部会長) 2次ヒアリングをお願いするかは未定だが、その必要性を検討するためにも、必要な情報は節目ごとで御提供いただきたいが、いかがか。

(国土交通省) 作業の進捗状況については適宜情報提供する。

(大橋構成員) 制度改正に伴う支障という問題については、都道府県の先例もあることから、それらを参考にさせていただきたい。

(国土交通省) 実態を見る中で、真に支障が生じるおそれがある部分があれば、きちんと説明させていただきたい。

<通番 40：町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（国土交通省）>

(伊藤構成員) 資料 4、40 ページの記載に関して、市町村合併の実態や、第 1 次勧告の趣旨について、認識が異なる部分があると思う。

第 1 次勧告の時点では、平成 11 年頃からの市町村合併の動きが落ち着かないので、とりあえずは市まで協議を廃止したものと認識している。結果的に市町村合併は平成 22 年まで推進されたが、平成 20 年前後で云々という話ではないのではないかと。都市計画区域を平成 20 年時点で有する 629 町村のうち、その後、合併が行われたのは 57 ということだが、629 の中には既に平成の大合併で合併した団体が相当数含まれており、かつ、市ではなく、町村のままという団体もかなり含まれていると考えられる。平成 20 年を基準としたデータの取り方が、合併の実態や第 1 次勧告時点での問題意識とずれているのではないかと。

(国土交通省) 市町村のいずれも協議について都道府県の同意を必要としていた制度を、市については同意を不要としたのが平成 23 年である。法改正に当たって、我々は国民に対する説明責任を負うとともに、立法事実を問われることから、平成 23 年の法改正の時点との変化を調査したということ。

(高橋部会長) 第 1 次勧告では、町村はまだ合併で執行体制や職員配置等が落ち着いていないため、町村に対する同意の廃止が見送られたと認識している。今回の調査は第 1 次勧告後の合併団体のみを対象としており、圧倒的多数の、合併したものの町村のまま残っていた団体についての検証にはなっていない。

(国土交通省) 市町村合併後の体制という部分では、町村合併して市になったところもある。市の同意を外すに当たって、都市計画担当職員数や経験値等を用いて対外的に説明してきた経緯を踏まえ、その時からの変化について調査した。

(高橋部会長) 問題は、先の改正時に残された町村が今どうなっているかという立法事実である。町村のまま残った団体について、全体調査をしたほうがよいのではないかと。

(国土交通省) 資料 4、41 ページで、町村が従前従後でどういう形になったかを分けて表示している。

(高橋部会長) 40 ページの表と 41 ページの表は全く論点が違うと認識している。まずは 40 ページについて、そういう形での検討をお願いできないかということ。また、手元の資料に、町村会の調査結果が記載されていると思うが、この視点を含めて再検討いただけないか。

(国土交通省) 町村会の示している表は、5万人未満の市を取り上げて比較をしているが、人口で区切ると不安定な制度になるため、対応困難である。そうすると、市全体、町村全体で検討せざるを得ないことから、我々が示したような内容になる。

(大橋構成員) 人口5万人未満の市であっても市である以上、同意不要とされている。現行同意不要とされている団体と町村の執行体制等との比較は、判断基準になるのではないかと。市全体の平均値と町村と比べていると、この議論は進まない。人口は検討する上での一つの指標になるのではないかと。

(国土交通省) 人口で区切るのとは一つの見方としてはあり得る。一方で、都市計画決定主体の分類で見た場合、市は市全体で評価をする。典型的な市の組織体をどう定義するかに議論があるとは思いますが、我々は平均値で見ている。仮に5万人未満の市と町村を比較するという議論になった場合、人口等に着目して制度設計することになり、結論を出しにくい。

また、協議・調整をする観点を明らかにした上で、異なる都市計画決定主体間で適切に調整されることを担保するために同意があるので、同意をなくした場合にどのような事象が発生するのか。平成23年の改正で市に対する同意を廃止したが、その後の経過を含めて検討しなければならない。

(大橋構成員) 私も考慮する要素は複数あると考える。しかし、執行体制について、平均値では確かに差はあるが、市として同意なく事務を執行している自治体と比べて遜色ない体制を備えた町村があるのも一つの事実である。

また、我々としては、例えば過去5年間、町村の都市計画案件に関して不同意とされた事例の数、その具体的内容、同意により防げたことについて知りたい。加えて、都市計画制度においては、都市計画法第24条第6項で措置を求めることも可能であるため、それで足りないのかという議論もあると思う。また、合併の進展に伴う地方公共団体の地位の強化と、最近の地方自治法の改正によって設けられた連携の仕組み等を踏まえ、同意の存置が合理的かを議論する必要がある。

(国土交通省) 不同意の事案について今回は調査していない。ただ、町村会が提出した資料で、町村の都市計画案に対して都道府県から意見が示されたものが3割弱あり、そのうち計画の内容について本質的な変更を求めるものが全体の1割程度あった。これは、実質的に不同意と言えるのではないかと。

(高橋部会長) それは違うだろう。

(国土交通省) 協議の過程で、案を白紙にするのではなく、よりお互いに納得できる案に変える機能が働き、結果的に本質的な変更がなされた事例が全体の1割あるということ。

先ほどの発言を修正するが、不同意の事案を調べていないと言ったが、調査の結果、都道府県が不同意とした事例は過去5年間の中では無かった。

(伊藤構成員) 1割が多いか少ないかということはあるが、実際には市も協議はしており、その中で様々な意見が出てくるのは、町村とそれほど変わらないのではないかと。本提案は、協議は残した上で、同意まで必要かということであり、都道府県との協議で調整がとれているのであれば、同意を存置する必要はないのではないかと。

(国土交通省) 市の同意を外した結果、既に手続を進めた上で変更の効かない状態で県に協議された事例、同意は不要だからと途中で話し合いを放棄された事例、県から意見は出したが、結局既存のものネットワークが形成できない不整合な道路が決定された事例などがあると聞いている。市でさえそのような状況であるのに、市と比較して体制なり経験値が弱い町村について、同意を外せるのか、と

懸念している。

市の同意を外した影響について、資料としては出していないが、全都道府県のうち12都道府県が、具体的に支障があると回答している。その中には、例えば、計画の熟度が足りないままスケジュールが優先されたという県がある。市からすれば、自ら中身を詰めた案件については自らのスケジュールで協議したいということもあろうかと思う。

一方で、県の都市計画との整合が図られない計画、県や周辺の市町村の意向に反する計画が決定されたとしている県もあり、今の運用実態も含めて同意の廃止を懸念している県が全体の3分の1近くある。その点も踏まえ、慎重に考えざるを得ない。

(高橋部会長) その論点については初めて伺った。国土交通省では、資料として出した以外にも、より包括的なデータを持っているのではないかと。そういう情報は全てオープンにさせていただいた方が、議論が効率的に進むと思うので、御提供いただきたい。

(国土交通省) 資料から漏れている論点を口頭で申し上げたが、議論を深めていくために必要なデータについて

は提出し、それに基づいて引き続き御相談したい。

(高橋部会長) 平均値を用いて市と町村を比較するのは納得し難い。人口で制度は測れないとのことだったが、政令市や中核市等については人口も制度上の区切りの要件になっているので、人口で切るというのも1つの考え方ではないか。私自身、人口5万人未満の市にも同意を不要としているのだから、それと町村を比較するというのにはあり得ると思う。もし別の比較対象が適当であるというのであれば、その点も含め今後御提示いただきたい。

(大橋構成員) 市の同意を外した後の様々な出来事についてデータを頂けるとのことだが、その場合に県がどういう対応をとったのかを知りたい。執行面として第24条第6項を使っているのか、違った方法があるのか、フルセットとして負の側面も含めて全貌を知りたい。

また、基礎自治体が主体的にまちづくりをするというのが都市計画の基本理念であることからすると、町村についてのみ同意を要するという事は、分権の観点も含めて重要な問題を含むので、それを踏まえて御検討いただき、資料も御提供いただきたい。

(高橋部会長) 我々は年末の閣議決定を一つの区切りとして作業している。それを見越して、迅速にデータは御提供いただけるのか。

(国土交通省) 今回の我々の調査は、国土交通省として分析するためのもので、政府内の共有を前提としていないので、そこは留意する必要がある。

(野村参事官) 閣議決定を踏まえた調査の共有が目的外使用に当たるのかどうかを検討の上、幅広く迅速に提供いただくとともに、市ではなく町村をどう考えるのかというのが本件の主眼なので、それを念頭に検討いただきたい。

(国土交通省) 先ほど指摘があった、支障がある状態で決定された都市計画に対する措置について、細かい確認は必要だが、都市計画は決めるまでの調整が非常に重要であることから、事後的な手段である都市計画法第24条第6項ではなかなか対応し難いかと思う。データについては、指摘を踏まえて対応したい。

(高橋部会長) 閣議決定のための調査の提供が目的外使用に当たるとは考えにくい。また、都道府県の視点と市の視点はまた別物だということも付言したい。

データについては迅速に御対応いただき、その結果を踏まえてまた2次ヒアリングで意見交換をお願いする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)